

限度額適用認定証のご案内

入院時、限度額適用認定証を医療機関へ提示することにより、窓口で支払う1ヵ月あたりの医療費の負担が高額療養費の自己負担限度額までの支払いとなります。

この認定証の交付には申請が必要です。

市町村民税が非課税などによる低所得者は、「限度額適用・標準負担額限度認定証」の交付申請を行い、「限度額適用・標準負担額限度認定証」が発行されます。

◆70歳未満の方の自己負担限度額(月額)◆

保険者に限度額認定証の交付申請を行い、医療機関に提示いただくことで入院費の窓口負担を軽減させることができます。

対象者	自己負担限度額(月額)	1食当たりの食事代	多数該当
ア (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	460円	140,100円
イ (標準報酬月額53万円~79万円)	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	460円	93,000円
ウ (標準報酬月額28万円~50万円)	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	460円	44,400円
エ (標準報酬月額26万円以下)	57,600円	460円	44,400円
オ (低所得者)	35,400円	210円 (160円※4)	24,600円

(1) 70歳未満の自己負担限度額は、①医療機関ごと ②医科・歯科別 ③入院・外来別 → に適用

(2) 多数該当…直近1年間における4回目以降の自己負担限度額(月額)

◆70歳以上の方の自己負担限度額◆

高齢受給者証または後期高齢医療被保険者証を医療機関に提示いただくことで、自己負担限度額までの支払いとなります。ただし、低所得者もしくは現役並み所得者のうち対象となる方が保険者へ交付申請を行い、医療機関に提示いただくことで下記の通り、入院費の窓口での負担額を軽減することができます。

対象者	自己負担限度額(月額)	1食当たりの食事代	多数該当
現役並みⅢ (3割負担)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	460円	140,100円
現役並みⅡ (3割負担)※1	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	460円	93,000円
現役並みⅠ (3割負担)※1	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	460円	44,400円
一般 (1割負担・2割負担)	57,600円	460円	44,400円
低所得者Ⅱ ※2	24,600円	210円 (160円※4)	
低所得者Ⅰ ※3	15,000円	100円	

- ※1 保険者へ申請手続きが必要
- ※2 世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税の場合
- ※3 世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税で、世帯所得が一定基準に満たない方
- ※4 過去1年間の入院日数が90日を超えている場合

高額長期疾病患者(慢性腎不全、HIV、血友病の患者)の自己負担限度額(月額) : **1万円**
ただし、人工透析を要する上位所得者は**2万円**

自己負担限度額には、食事代・個室料金・入院セット料金など自費分は含まれません。
なお、当月中の適用をご希望の方は、同月内に保険者への申請を完了してください。

【ご不明な点がございましたら、1階の総合案内までお越しください】